

# 水俣病資料館の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年5月8日

国際美術館会議（CIMAM）が公開している「パンデミックで美術館が注意すべき20のこと」をベースに、5月4日に示された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえて、水俣市立水俣病資料館の利用に際してのガイドラインを次のとおり定める。

## 来館者の安全

- 1 すべての来訪者の検温を実施し、体調が悪いと思われる人に注意を払うこと。体調不良の来館者には入館を控えてもらい、医師の診察を受けるように促すこと。
- 2 入口で、来館者の連絡先（氏名、電話番号）を把握するなどし、来場者を記録。連絡先を追跡できるよう対策を実施すること。
- 3 来館者の渡航および健康状態の申告書取得を検討すること。過去14日間に感染拡大地域を訪問している来館者等は帰宅を促すこと。
- 4 来館者にマスク着用を促すこと。
- 5 10名以上の団体の入館は、受け入れないこと。また、一度の入館者は、30名以下に調整すること。
- 6 語り部講話は実施しないこと。
- 7 展示説明は実施しないこと。
- 8 企画展等を実施する上では、以下の予防策を実施すること。
  - (1) 来館者のあいだにできるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保すること。（以下参照）
    - ・来館のタイミングをずらす。
    - ・来館時間に制限を設ける。
    - ・入場時に列を作るような場合は、フロアマーカ―（またはその他の形式のバリケード）を使用して来館者を誘導し、個人間の距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）に保つ。
    - ・着席する場合は座席や列を互い違いにする。この場合も、個人間にできるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保する。
  - (2) 大人数で来館しないように促すこと（同一世帯の場合を除く）。

来館者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための措置を講じること。

## **職員の安全**

- 9 全職員が毎日、出勤時に1回、午後に1回の検温を実施し、その結果を記録すること。発熱の症状がある場合は、医師の診察を受けるように指示し、帰宅させ、診断結果を記録しておくこと。
- 10 マスクを着用すること。
- 11 すべての職員に社会的責任を自覚させ、自分の健康状態を把握させること。体調不良の場合はイベントへの参加を避けるようにすること。
- 12 人と人とが対面する場所は、アクリル板・ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

## **施設管理**

- 13 館内の清掃・消毒の頻度を高め、とくに触る機会の多い物品は可能な限り取り除くこと。また、十分な清掃・消毒ができない場合、オーディオガイドの使用を中止すること。
- 14 来館者やスタッフが手を消毒できるように、手指消毒液を手の届きやすい場所（ドアノブに触れた後など）に置いておくこと。
- 15 換気を徹底すること（2つの窓を同時に開放する、強制的に換気する設備を作動させる等）。
- 16 トイレ内で不特定多数が接触する場所は清拭消毒すること。トイレの蓋は閉めて流すよう表示すること。
- 17 休憩スペースは一度に使用する人数を制限し、常時換気、こまめな消毒を実施すること。

## **来館者への周知**

- 18 ソーシャル・ディスタンスや、来館者登録、検温などにおける注意事項を積極的に伝えること。
- 19 目立つ場所に掲示物やポスターを設置し、利用者に関連する予防・管理措置の注意喚起を行うこと。